

令和8年八郎潟町議会第2回臨時会 会議録

令和8年5月8日(金)

(開会 午前10時45分)

議長 柳田裕平 ご苦労様です。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会第2回臨時会は成立いたします。
なお、町長は病気療養中のため欠席いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。
4番 小野千春君、5番 伊藤章君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 松田真寿美君の報告を求めます。
はい、6番 松田真寿美君。

議会運営委員長 松田真寿美 6番 松田真寿美でございます。
私から、第2回臨時会の日程・運営等について当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。
本日、午前9時30分から第2委員会室において、当局より町長職務代理者 副町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。
今回の臨時会では、「**畠山町長が病気により職を辞することについて**」の1件となっております。
したがって、本委員会では会期を本日一日限りと決定しております。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。
ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日一日限りと決定して、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認め、そのように決定しました。
この臨時会に出席を求めた者、町長職務代理者 副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
それでは、審議に入ります。
日程第3、**決議第1号「畠山町長が病気により職を辞することについて**」を議題といたします。
この決議第1号は、皆様からの賛同を受け、私を提出者としております。したがって、私が説明をいたしますので、進行を小柳副議長と交代いたします。
(議長降壇 副議長登壇)

副議長 小柳 聡 副議長の小柳です。只今、議長の職を交代しました。
ここからは、私が進行させていただきますので、よろしくお願い致します。
それでは、決議第1号についての説明を求めます。12番 柳田裕平君。

12番 柳田裕平 はい、12番 柳田です。
「畠山町長が病気により職を辞することについて
令和8年2月6日、畠山町長が職務中に倒れ、緊急手術を受けてもなお意識不明の状態であるということに、その悲報を受けた当局関係者、我々議員、そして町民の誰しもが早期の回復を、今も祈り続けていると感じております。
畠山町長夫人より4月20日付けでいただいた要請書には「これ以上町政運営に迷惑をかけるのは、畠山町長の本意ではないだろう」という心情や、「早期に意識が十分に回復することが困難である」といった現実が書かれておりました。現行の法令制度では自ら辞することが難しい中、八郎潟町議会では「町長としての職を辞するのが最善である」といった要請書の内容を重く受け止め、今後の判断が委ねられたものと認識しておりま

す。

畠山町長は4期と約1年7ヵ月に渡って、町のリーダーとして町政の舵取りを担ってきました。財政の安定を図りつつ、複合型施設「えきまえ交流館 はちパル」や「役場庁舎建設」に加え、全国に先駆けて「学校給食費の無償化」を実施するなど、子育て支援の充実も図りながら堅実な町政運営をされてきました。

また、今年が町誕生70周年を迎えることや、第7次総合計画がスタートするという節目でもあり、今後の町づくりにも期待していたところでした。

しかしながら、今後、町長の病気の長期化により職務の遂行が難しいとのことであれば、町政の停滞を避けるため苦渋の選択として、地方自治法第178条第1項に基づき、町長の職を辞していただく通知を致す次第です。

以上、畠山町長のこれまでのご功績に深く感謝しつつ、本日ここに議会の総意として決議いたします。

令和8年5月8日

八郎潟町議会

副議長 小柳 聡 これより、決議第1号に対する質疑を行います。なお、質疑は決議案に対する範囲を超えた発言は控えますよう申し上げます。質疑ありませんか。はい、1番 加藤君。

1番 加藤千代美 最終でございますので、確認をしたいと思います。

町長の奥さんの民法上の成年後見人なり、地方自治法145条の手続きを取ることによって、畠山町長の退職が可能か否か、そのへんを十分に検討したのかどうか、それが第一点。確認したならば、どのような方法で確認したのかも教えていただきたい。

二つ目にですが、地方自治法第178条の規定に基づく不信任決議による自動失職しないのか、これを断言できるのか、そのへんも教えてください。

副議長 小柳 聡 休憩します。

(休 憩)

(再 開)

議長 柳田裕平 再開します。副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 加藤議員のご質問でございますが、地方自治法145条の退職規定につきましては、本人が意思がある場合の退職の手続きになります。今回の事例には該当しないと判断しております。

それから、178条の不信任決議でございますが、この質問内容、もう一度、お願いいたします。

1番 加藤千代美 178条で…

副議長 小柳 聡 加藤君。

1番 加藤千代美 はい、加藤です。178条で不信任を通すことについては断言できるのかどうか。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 まずは、成年後見人の話をいたします。全国町村会のほうに確認しておりますが、成年後見人の場合は、主に財産を管理するのが主な仕事ということで、今回の辞職について家族が申し入れるということは出来ないというふうに確認しております。

それを踏まえて、不信任決議というのは、今回、議会で、奥さんの要請書に基づき、「これ以上、町に迷惑を掛けられない」ということを踏まえた議会の意思で、それを要請書の込められた思いを議会が汲み取って、ならば今後、奥さんが曰く「畠山町長も今後職務を遂行することが出来ないであろう、これ以上、町には迷惑を掛けられないであろう」というところの不信任だと、私は理解しております。以上です。

副議長 小柳 聡 他に質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

副議長 小柳 聡 質疑なしと認めます。これにて、決議第1号に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。ある場合、反対討論、もし、ある方は挙手のほう、
お願いします。反対討論ありませんか。賛成討論ありませんか。はい、5番 伊藤君。

5番 伊藤 章 5番 伊藤章です。決議第1号「**畠山町長が病気により職を辞することについて**」
ですが、現行法令上、致し方ないと判断し、賛成の立場で討論いたします。
先程から、畠山町長は、今年2月6日公務中に倒れ入院治療を現在も受けております。
町長夫人から4月20日付けの要請書が議会に提出されました。町長の容体については「**早期に意識が回復することは難しい**」、また、「**仮に、回復しても町長の重責を全う
することが困難である**」ことから、夫人からは、「**町長が辞職することは最善である**」と
決意されたものと捉えております。
意思表示が難しい場合は、現行法令上、決議は「**不信任決議**」又は、町民による「**リコ
ール**」の二つの方法しか無いとなっております。
町長夫人は、「**これ以上、町の町政運営に迷惑を掛けることはできない**」ため、町議会
に委ねたことと認識もしております。
この「**不信任決議**」は、議会として町長を信任しないという意思表示であり、意識が十分
回復してない町長が職を辞するための手法としては違和感を感じております。
一方、町民も私も、いち早く町長の回復を祈っておりますが、今年は第7次総合計画の
初年度であり、また、町制施行70周年の節目を迎え、新たな町政運営に向けて町長の不
在期間が長引けば看過できないことも事実でございます。
従って、議員として状況を審議をした結果、この方法しかなければ不本意ながら賛成
するしかありません。
結びに、本人の意思を確認できない場合の辞職について、今後、全国の自治体でもあり
得ることですので、この機会を借りまして地方自治法の整備が必要不可欠であり、国に
対して法改正を強く要望していかなければならないと思います。
各議員におかれましては、この決議の趣旨を十分理解していただき、ご賛同いただき
ますよう、よろしく申し上げます。以上で終わります。

副議長 小柳 聡 他に、討論ございませんか。
(討論なしの声あり)

副議長 小柳 聡 討論なしと認めます。
この後、採決に入りますが、この決議第1号については、地方自治法第178条第3項
の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必
要とします。
現在の出席議員は12名で、議員数の3分の2以上の出席は成立しております。同意
数は、出席議員の4分の3以上で、9名が必要となります。
それでは、採決いたします。

1番 加藤千代美 はい、議長。

副議長 小柳 聡 はい、1番 加藤君。

1番 加藤千代美 私は退席させていただきます。まだまだ審議する余地があるので、同意できないので
退席させていただきます。

副議長 小柳 聡 加藤君の退席を認めます。
それでは、改めて説明いたします。この決議第1号については、この決議第1号につい
ては、地方自治法第178条第3項の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、
その4分の3以上の者の同意を必要とします。
現在の出席議員は11名で、議員数の3分の2以上の出席は成立しております。同意
数は、出席議員の4分の3以上の者で、9名が必要となります。
それでは、採決いたします。
日程第3、決議第1号「**畠山町長が病気により職を辞することについて**」を、原案ど
おり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

副議長 小柳 聡 賛成10、反対1、賛成多数で起立多数であります。
したがって、決議第1号は原案のとおり決することと決定しました。
採決が終了しました。ここで、進行を柳田議長と交代いたします。
(副議長降壇 議長登壇)

議長 柳田裕平 以上で、本臨時会に付議された事件はすべて終了しました。
首長不在ということが長く続けば、町政運営に支障を来し、それが町民に対し不安を与えることにも繋がっていきます。そのような状態を少しでも早く解消するのも、私たち議会議員の職責ではないかと思えます。
このような案件は、全国的にみても例のないことです。町民に不安を与えない安定した町政運営のためにも、議会より町長職を辞していただく決議を提出し、議決後、地方自治法第178条第1項に基づく不信任決議の通知をする、八郎潟町議会はそのような苦渋の決断をしました。
この後の畠山町長に対する通知については、これまでの名誉に傷が付かないように進めてまいります。
これもちまして、八郎潟町議会第2回臨時会を閉会します。
ご苦労様でした。

(閉会 午前11時10分)